

## 自動車による移動食品営業(キッチンカー)の 営業区域が市内から県内全域に拡大されます

この度、本市では、神奈川県及び県内保健所設置市(横浜市、川崎市、横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市)との間で、キッチンカーの営業区域について申合せ書を交わし、令和3年6月1日以降に、いずれかの自治体で食品衛生法に基づく営業許可を取得したキッチンカーは、営業許可を追加して取得することなく、県内全域で営業できるようになりましたのでお知らせします。

### 1 対象となるキッチンカー

令和3年6月1日以降に営業許可を取得したキッチンカー

※調理を伴わない移動販売車(届出営業)も同様に取り扱います。

※令和3年6月以前に許可を取得したキッチンカーは、その手続を行った自治体の区域内での営業に限られます。

### 2 期待される効果

キッチンカーを用いた営業の利便性の向上

### 3 県内全域で営業しようとする場合の手続

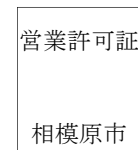
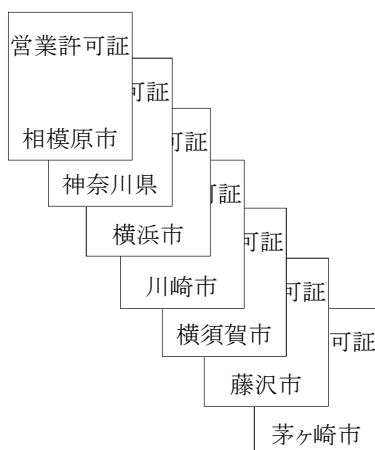
#### 【これまで】

県内の複数の区域にまたがって営業しようとする場合、それぞれの区域を所管する自治体で、営業許可を取得しなければなりません。

#### 【令和3年6月1日以降】

一つの自治体での手続で可能になりました。

※キッチンカーの車庫がある所在地の県内の自治体で手続をしてください。



問合せ先

生活衛生課

直通電話 042-769-9234